

福岡市東区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第 1 条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる東区地域包括ケア推進会議(以下「区推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること
- (3) 区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること
- (4) 区の課題解決に必要な政策形成に関すること
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 区推進会議は、次に掲げる関係団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源を担う関係団体等
- (4) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- (5) 福岡市

(任期)

第 4 条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 区推進会議には、会長、副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区推進会議は、会長が招集する。

2 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第 7 条 区推進会議は、必要に応じて次の部会(ワーキング会議)を設置する。

(1) 在宅医療・介護部会

(2) 権利擁護部会

(3) 生活支援・介護予防部会

(4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会(ワーキング会議)の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第 8 条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第 9 条 委員及びその他会議に出席した者は、会議において知り得た非公開情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 10 条 区推進会議の事務局を東区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第 11 条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

2 最初の区推進会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、東区保健福祉センター所長が招集する。

3 東区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 東区地域包括ケア推進会議 および 各専門部会の委員

1. 東区地域包括ケア推進会議および各専門部会に所属

機関・団体名	地域包括ケア 推進会議	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
福岡市東区医師会	○	○		
東区病院代表	○	○		
東区認知症サポート医	○	○		○
東区歯科医師会	○	○		
東区薬剤師会	○	○		
福岡県看護協会I地区支部	○			
東区医療ソーシャルワーカー	○	○		○
東区介護支援専門員連絡会	○	○	○	○
福岡市老人福祉施設協議会	○			○
東区自治組織会長会	○		○	
東区ねんりんクラブ連合会	○		○	
東区民生委員・児童委員協議会	○		○	○
東区校区社会福祉協議会会長会	○		○	
東区衛生連合会	○		○	
東区公民館館長会	○		○	
福岡県弁護士会	○	○		○
福岡県司法書士会	○	○		○
認知症の人と家族の会	○			○
東警察署	○			○
東消防署	○			
東区保健福祉センター	○			
保健医療局保健所	○			

2. 各専門部会にのみ所属

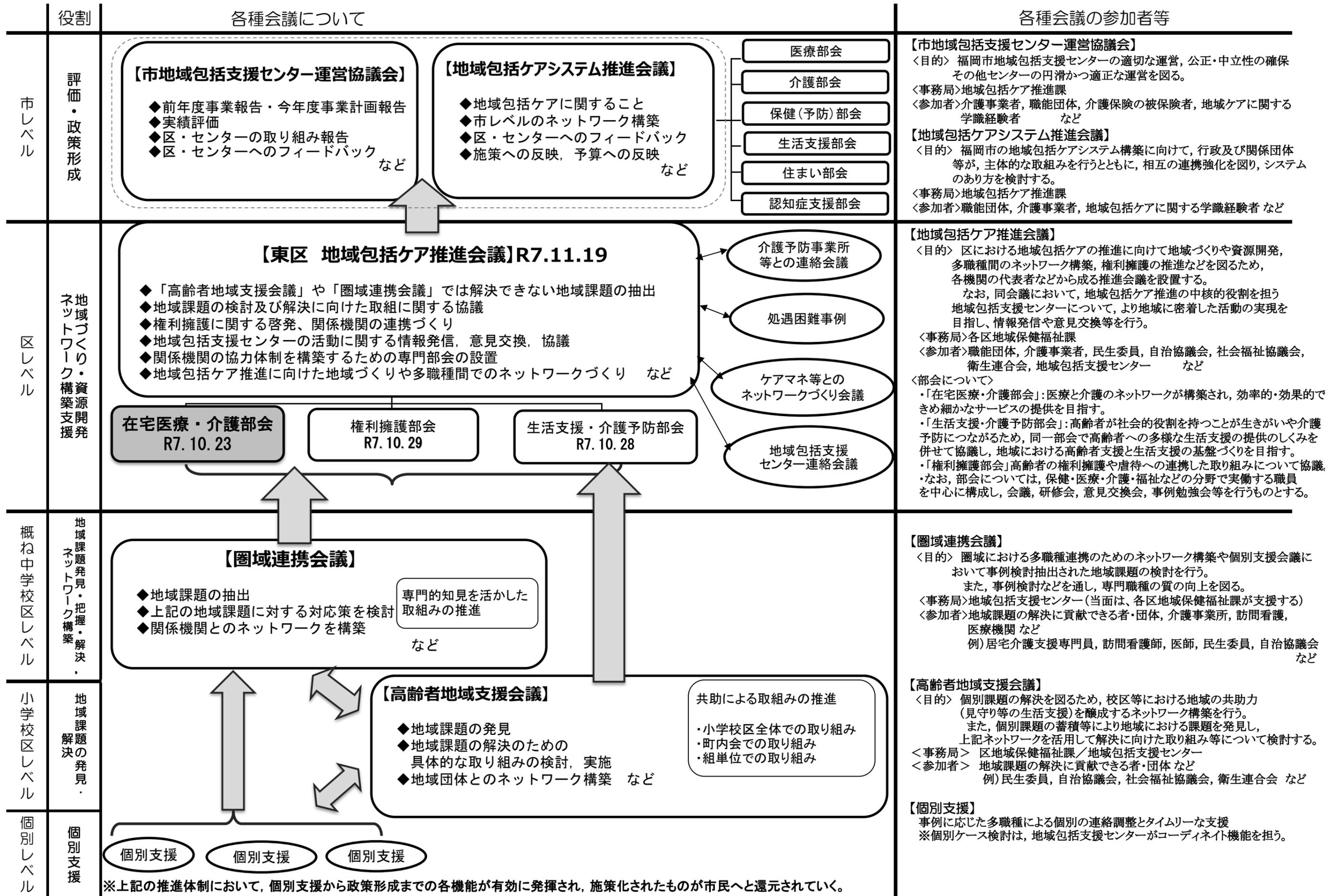
機関・団体名	地域包括ケア 推進会議	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
東区食生活改善推進員協議会			○	
福岡県理学療法士会			○	
東区小規模多機能連絡会		○		
東区訪問看護ステーション連絡協議会		○		
福岡東在宅ケアネットワーク		○		
福岡県介護福祉士会		○		
福岡県医療ソーシャルワーカー協会			○	
東区事業所ネットワーク			○	

3. その他

所属名	地域包括ケア 推進会議	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
福岡市社会福祉協議会 東区社協事務所	○		○	○

4. 事務局

所属名	地域包括ケア 推進会議	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
東区保健福祉センター地域保健福祉課	○	○	○	○



※上記の推進体制において, 個別支援から政策形成までの各機能が有効に発揮され, 施策化されたものが市民へと還元されていく。